

個人車輸送契約規定

■輸送行程中に発生した以下の事由による損害は、当該損害補償規定の対象外となります。

- A.正常な輸送中に発生した機能上、構成上の損害。(エンジントラブル・バッテリー上がり、窓の開閉などの電気系統の故障など)
- B.輸送行程中の損害と判断が困難な小損害(線キズ・えくぼキズなどの細かいキズ、錆び・変色等)
- C.車両の不具合に起因する損害。(車両、部品の老化等による損害および故障など)
- D.委託者(持込人または受取人)の故意または過失による損害。
- E.地震・津波・高潮・大水・暴風雨・地すべり・山崩れなど天災及び不可抗力による災害に起因する損害。
(船積前、船積後の保管時におけるこれらの災害・天災による損害も含みます。)又、天災被害による到着遅延にかかる損害(逸失利益などの間接被害に対しても当社は一切の責任を負いません)
- F.戦争・内乱などによる損害。ストライキ・ロックアウトその他労働争議行為などによる損害。
- G.法令または公権力の発動による運送の差し止め・押収などによる損害。
- H.車内に残されていた金銭、貴重品などの荷物(私物、社有物)、後付され第三者により容易に取り外しが出来る付属品、タイヤの損害。
- I.修理期間中における一切の損害、逸失利益。
- J.その他一般通念上、当社に賠償の責がないと判断される損害。

■搭載品及びコンディションクレーム (※外装保険は5万円を超える保証に適用します。)

①車両は現状受け、現状渡しとします。

②搭載品に関して、当社は一切責任を負わないこととします。(盗難・破損・不具合の発生)

※搭載品とは車外車内共に容易に取り外し可能な付属品(カーナビ・ステレオ・スピーカー・キーホルダー等)も含む
③車両の損傷の申立ては、車両の引渡しの時に行われた場合のみを有効とし、その後の申立てについては、一切のお取り扱いできません。(引き取りの際、港によっては職員が同行チェック出来ない場合がありますので、お客様ご自身でご確認いただき、申し出る際は必ず港を出る前にしてください)

④天候などにより、積地での車両点検を行う事が出来なかった場合、外装保険は適用されません。

⑤委託者は、本件輸送申し込みにあたり、当社の故意または重大な過失により生じた事故を除き、当社に対しコンディションクレーム等は一切行わないものとします。

⑥車高の低い車両(地上から15cm以下)・改造車両またはレーシング仕様車両などの特殊車両または事故車・故障車両・自走不可能車両及び廃車登録されてる車両・荷台に貨物を積載している車両は船積みできません。

■保険・保障制度の限度額(外装保険) (※バイク輸送につきましては保険の適用がございません。)

事故限度額100万円までの保証となります。ただし、5万円以下の保証・保険免責事項に該当する事項はこれを除きます。また、ノンストップ輸送特急便・大阪南港発着(関西航路)・福岡・及び石垣・八重山・宮古間・奄美諸島航路に関しては既存のフェリーカー利用のため保険の適用がございませんので、車両保険等、民間保険を各自でお掛け下さい。またこれら保険の適用がない航路と接続して輸送する場合は全航路を通じて保険の適用がございません。

損害賠償の方法は、輸送車両の原型復元を行なうため現実に要した修理代金額の支払いのみとし、実施してない修理代金および代替車ならびに車両買取等の請求は一切受け付けないものとする。

■保管車両の処分 (保管料4日から1日につき¥1,000-)

港での保管中の補償は一切ありません。また、3日以上放置されると外装保険の補償の対象外となるほか、保管料を申し受けます。またその車両が30日を超えて滞留し、引取りの連絡がない場合は、自由に処分することが出来るものとし、委託者は当社に対して、何らの意義・苦情の申立て、補償の請求はしないものとします。また、保管中に車両の所有者が移転した場合においても、この条項は適用するものとします。

当社ご利用お客様には上記の車両輸送契約規定
に同意したものとさせて頂きます。

有限会社ヒューマンリレーション

那覇市安里9番地 1F

TEL: 098-869-6607

FAX: 098-869-6608